第38回香川県環境審議会議事録

令和2年9月4日(金)

日時	令和 2	2年9	9月4	4 日	(金)	午後1時30分~午後2時45分		
場所	香川用水資料館 多目的室							
出席者	香川県環境審議会委員(27名)							
	委員	奥	村	栄	朗	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合		
						研究所四国支所研究専門員		
	委員	片	Щ	仁	子	おたがいさま高松代表		
	委員	金	子	之	史	香川大学名誉教授		
	委員	鎌	田	佳	子	ビジネス香川編集室副編集長		
	委員	上	Ш	祥	代	JA香川県女性部副部長		
	委員	Ш	南	勉		日本野鳥の会香川県支部長		
	委員	木	村	昭	代	香川県薬剤師会常務理事		
	委員	久き	长川	啓		香川県医師会会長		
	委員	小	林	岡川		香川大学農学部准教授		
	委員	齌	藤	正	人	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長		
	委員	末	永	慶	寛	香川大学創造工学部教授		
	委員	妹	尾	理	子	香川大学教育学部教授		
	委員	委員 常 川 真由美		由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス			
						所長		
	委員	寺	尾	徹		香川大学教育学部教授		
	委員	寺	林	優		香川大学創造工学部教授		
	委員	土	井	清	三	香川県猟友会代表理事		
	委員	土	手	美	恵	NPOどんぐりネットワーク理事		
	委員	永	島	浩-	一郎	香川県漁業協同組合連合会常務理事		
	委員	濵	﨑	良	重	香川県公立小・中学校女性校長会会長		
	委員	原		直	行	香川大学経済学部教授		
	委員	亚	尾	智	広	香川大学医学部教授		
	委員	藤	本	智	子	弁護士		
	委員	増	田	拓	朗	香川大学名誉教授		
	委員	道	久	工		香川県森林組合連合会代表理事専務		
	委員	三	野	八直	重子	香川県PTA連絡協議会事務局長		
	委員	吉	岡	和	子	香川県各種女性団体協議会会長		
	委員	吉	田	英	子	香川県商工会議所女性会連合会副会長		

	事務局(10名)								
	環境森林部 部長 木村 士郎								
	次長 植松 和弘								
	環境政策課 課長 久保 幸司								
	副課長 福家 佳子								
	課長補佐 藪中 真紀子								
	環境管理課 課長 小蓑 雅也	雅也							
	みどり整備課 課長 穴吹 浩之								
	みどり保全課 課長 笠井 正宏								
	廃棄物対策課 課長 平池 岳弘								
	薬務感染症対策課 課長補佐 西岡 信浩								
欠席委員	委員 梶 正 治 香川県市長会会長								
	委員 谷 川 俊 博 香川県町村会会長								
議題	(1) 会長選出等について								
	(2) 香川県環境基本計画及び個別計画並びにみどりの基本計画について								
	報告事項について								
	①部会における審議状況について								
	②今後の審議案件について								
配付資料	(1) 第38回香川県環境審議会出席者名簿								
	(2) 第38回香川県環境審議会座席表								
	(3) 香川県環境審議会委員名簿	(3) 香川県環境審議会委員名簿							
	(4) 香川県環境審議会条例								
	(5) 香川県環境審議会運営規程								
	(6) 第38回香川県環境審議会(説明資料)	(6) 第38回香川県環境審議会(説明資料)							
	(7) 香川県環境基本計画等の施策体系(現行計画	(7) 香川県環境基本計画等の施策体系(現行計画・次期計画(案))							
	(8) 部会委員名簿								
会 議 録	木村 昭代 委員								
署名委員	藤本 智子 委員								

議事の概要

議題(1)について

委員の互選により増田委員を会長に選出し、会長の指名により、会長代 理は金子委員となった。

また、各部会の部会長については、生活環境部会長は末永委員、自然環境部会長は金子委員、温泉部会長は寺林委員、計画部会長は増田会長となり、各部会の委員は、事務局の名簿(案)のとおりとなった。

議題(2)について

香川県環境基本計画及び個別計画並びにみどりの基本計画について事 務局から説明があった。

報告事項について

- ① 第37回環境審議会以降に開催された部会の開催及び会長が同意 した部会の決議について、「計画部会」、「生活環境部会」、「自然環境 部会」及び「温泉部会」より報告した。
- ② 令和2年度、3年度の香川県環境審議会における審議予定等について事務局から説明があった。

第38回 香川県環境審議会 議事概要

司会 (福家副課長) お待たせいたしました。ただ今から、第38回香川県環境審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、木村環境森林部長から御挨拶を申し上げます。

木村部長

(部長あいさつ)

司会 (福家副課長)

本日は、委員改選後、初めての審議会でありますことから、本来ならば、委 員の皆様方の御紹介をすべきでありますが、時間の都合上、委員の皆様に配付 させていただいております座席表と委員名簿での紹介に代えさせていただきま す。

また、本日は御都合により、香川県市長会会長 梶委員、香川県町村会会長 谷川委員の2名の方が、御欠席でございます。

なお、本日御出席いただいております委員は、29名中27名で、香川県環境審議会条例第7条第2項に定められております「委員の2分の1以上の出席」という開会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、次第3の議題に入ります。

(1) の会長選出等のうち、まず、会長の選出についてお諮りいたします。 環境審議会条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長は、「委員の互選に より定める」こととなっております。

いかがいたしましょうか。

常川委員

環境省四国パートナーシップオフィスの常川でございます。環境審議会委員・会長の経験が長く、本県の環境行政に精通されております香川大学名誉教授の増田先生にお願いしてはと思います。

司会 (福家副課長)

増田委員さんという御発言がございましたが、他に御意見はございませんで しょうか。増田委員を会長に選出するということで、御異議はございませんか。 (多くの委員から拍手)

それでは、増田委員よろしいでしょうか。 (増田委員御了解の返事)

ありがとうございました。

増田委員にも御了解をいただきましたので、会長をお願いいたします。 増田会長、会長席にお移りください。

(増田会長 着席)

それでは、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長

(会長あいさつ)

司会

(福家副課長)

どうもありがとうございました。「環境審議会条例第7条第1項」の規定により、審議会の会議は、会長が議長となると定められておりますので、ここからは、増田会長に議事の進行をお願いいたします。

増田会長

それでは、議事を運営させていただきます。よろしくお願いいたします。 まず、事務局から傍聴希望者について報告をお願いします。

司会 (福家副課長)

当審議会は、平成12年6月の第13回環境審議会時の決定事項として原則 公開としたことから、本日の議事につきましても公開となります。

本日の審議会の会議の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者が ただいま1名となっております。

(事務局から傍聴人名簿を会長に見せる)

増田会長よろしいでしょうか。

増田会長

はい、結構でございます。

司会

それでは、傍聴者を入場させます。

(福家副課長)

(傍聴者入場)

増田会長

次に、「環境審議会運営規程第4条第2項」に基づきまして、本日の会議録に 署名いただく委員を指名いたします。木村委員さんと藤本委員さんにお願いし たいと思います。よろしくお願いいたします。

(木村委員、藤本委員了解)

それでは、続きまして、会長代理の指名に移ります。

「環境審議会条例第5条第3項」によりまして、会長代理は会長が指名することになっておりますので、大変恐縮ですが、私のほうから指名させていただきます。引き続きまして、金子委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、各部会の部会長及び委員の指名に移ります。

環境審議会条例第6条第2項及び第3項によりまして、各部会の委員及び部会長は、会長が指名することと定められておりますが、事務局の方で原案がございますでしょうか。

(事務局から事務局作成の香川県環境審議会所属部会一覧(案)を会長に渡す)

事務局案でよろしいと思いますので、今から名簿をお配りいただきたいと思います。

(事務局が、案を委員に配付)

名簿が皆さんのお手元にございますでしょうか。各部会の委員につきまして は、ただ今配付されました名簿のとおりでございます。御確認下さい。

また、各部会の部会長でございますが、会長が指名するということになって おりますので、指名させていただきます。生活環境部会長には末永委員さん、 自然環境部会長には金子委員さん、温泉部会長には寺林委員さんお願いいたし ます。計画部会の部会長つきましては、審議会の会長が務めるようになってい ますので、僭越でございますが私が務めさせていただきたいと思います。

部会長をはじめ、委員の皆様には、今後それぞれの部会において審議をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。

なお、各部会の審議事項は、お手元の資料6の4ページに環境審議会の概要 についてまとめておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議題(2)の「香川県環境基本計画及び個別計画並びにみどりの 基本計画について」、事務局から御説明をお願いいたします。

なお時間の関係から、御質問等につきましては、事務局の御説明が終わりま してからお願いいたします。

それでは事務局お願いします。

植松環境森林 部次長

(「香川県環境基本計画及び個別計画並びにみどりの基本計画について」を 資料6により説明)

増田会長

ありがとうございました。

ただ今御説明いただきましたが、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。事前に書面で御質問を提出していただいている方がおられるようですので、その御意見を先に出してもらいましょう。

植松環境森林 部次長

それではいただいている質問に、順番にお答えさせていただきます

まずは妹尾委員からいただいている御意見でございます

6ページの「計画策定の趣旨」にある環境基本計画の基本理念についてです。 基本理念が環境基本計画制定当時、平成7年から変わっておらず、状況に応じていない部分があるのではないかと御意見をいただいております。

ここに掲げている基本理念は普遍的なものを掲げさせていただいておりまして、確かに表現的に、今の表現になじまない部分も一部あろうかと思います。 いずれ計画全体を見直す際にはその表現を見直す部分もあるのかと思いますが、基本理念自体については、普遍的なものだと考えておりますので、現在のものを活かしてまいりたいと考えているところでございます。 続きまして、常川委員から3点いただいております。

1点目は、今までの県の計画の表現が「低炭素」という点についてです。特に温暖化計画の内容だと思います。この中で「低炭素」という表現を用いており、今の御時世を考えると「脱炭素」の方が適当ではないかということでした。脱炭素を目指す形が難しいのであれば、せめて「脱炭素化に向けた」と方向性を示すべきではないのかと御意見をいただいております。

それにつきましては、確かに現在は「低炭素」ということで、いろいろ計画を作らせていただいております。現在の国内外で「気候非常事態宣言」でありますとか「CO₂排出実質ゼロ宣言」をする自治体も増えておりますし、国の方でも「脱炭素」ということで動いております。次期計画の中では、そういう点についても十分検討し、盛り込んでいければと考えているところでございます。

2点目が、国の環境白書の中では、脱炭素型の持続可能な地域づくりとして、 地域循環共生圏の創造というのが位置付けられているということでございま す。この流れを香川県の計画でも位置づけるべきではないかという御意見でご ざいます。

地域循環共生圏につきましては難しい概念だと思っております。地方でどういう取り組みができるのかというと、なかなか難しい部分もあると思っております。ただ、今後の経済・社会・環境というところを考えますと、非常に重要な概念だと思っております。地域循環共生圏ということに、先進的に取り組んでいる自治体が何団体かあるということも承知しておりますので、状況も確認しながら、どういう形で盛り込めるのかということも含めて検討していければと考えております。

3点目が、SDGsについても計画の中にきちっと盛り込むべきではないかということでございます。

SDGsにつきましての私どもの認識は、現行計画の取組につきましては、資料7で現在の計画での活動内容を書いておりますけれども、現行計画の中でもSDGsの理念に沿った取り組みを、かなりの部分でやっていると承知しております。しかし、計画の中では「SDGs」という言葉自体ははっきりと表されておらず、SDGsの関連がわかりにくい部分があるのは確かだと思っております。

次期計画においては、もう少しわかりやすく関連付けられるように整理していきたいと思っているところでございます。

その他の質問につきましては担当課長の方から御説明、御回答させていただきます。

小蓑環境管理 課長

常川委員の御質問の一つでございます。資料7-1の1-2で、「山・川・里 (まち)海」、里と書いてまちと呼んでいますけれども、この表現を使っている 理由を教えて欲しいということです。というのは、国は「森里川海」というような表現を使っておりますのでそれとの違いということでございます。

香川県では、平成25年9月にかがわ「里海」づくりビジョンを策定しておりまして、その中でこの表現を使っております。当時、国の第三次生物多様性国家戦略の中で「森里川海」という表現があることは存じておりましたけれども、それを香川県に置き換えた場合、「森」というのがあまりイメージできない。「川」は「山」から走っており、「森」はすべて「山」にあるという香川県の地域特性と、「里」も、イメージがうまく掴めないのではないかということで、どちらかといえば「まち」がいい、里と書いて「まち」と読もうということで作りました。これは県の中の検討段階で、このような言葉で進めていくことになりました。

久保環境政策 課長

川南委員さんから御意見をいただいております。

県内のため池での太陽光発電についてです。水辺に生息する野鳥や水生植物等の貴重な生息地でもありますので、太陽光発電システムの設置にあたっては、関係者の意見を事前に聞くなど慎重に進めるようにお願いしたいという御意見をいただいております。

県では、太陽光発電事業はもちろん地域と共生した事業となるというのが大事だと考えておりますので、それを目的とした太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを、昨年、平成31年4月に策定しているところでございます。

太陽光発電事業の事業認定は、国の四国経済産業局で行うものではございますが、県におきましても、地域住民への十分な説明や、周辺環境にも配慮していただいて地域と共生した事業になるということが重要であると考えておりますので、四国経済産業局とも連携して対応して参りたいと思っております。

実際にガイドラインにおきまして、開発計画を策定する時に災害防止の観点ですとか、良好な自然環境、生活環境の保全、そういった点も含めて御確認いただいて配慮していただく手続きを定めているというところでございます。

増田会長

ありがとうございました。

事前に御提出いただきました御質問に回答していただきました。 質問していただきましたみなさん、よろしいでしょうか。

川南委員

香川県は、平野のため池の面積割合が全国でトップクラスです。ため池の数 は兵庫、広島に次いで3番目です。

太陽光は、平野部の大掛かりな池に設置される場合が、効率を考えると多いです。そうしたところは、従来からの野鳥にとって非常に良質な自然環境になり、コウノトリやシギ、チドリ等も飛来しております。そうしたところに、太陽光システムが設置されていることを非常に危惧してございます。

香川県でもそういったところは、これからも守っていかなければならないと ころなので、いろいろ慎重にお願いしたいということでございます。そういっ たことを知ってもらいたい。よろしくお願いいたします。

増田会長

ガイドラインも作成しておられますが、いろいろな御意見をお聞きして、詰めていただければと思います。

寺林委員

例えば、資料7-2を見ますと、「促進」とか「推進」とかが並んでいます。 「推進」は県が進めていくということで、「促進」は県民なり事業者が、県の施 策に応じてそれを進めていくということだと思います。

そういう点で見ると、2-2の4番に「森林整備と都市緑化の推進」があり「都市緑化の推進」「建物緑化の推進」というのがあります。これは「推進」だけだと、県・公共の建物だけで都市緑化するということになり、民間・一般の建物でも都市緑化を進めるのであれば「促進」の方がいいのかと思います。同じ資料の中に「太陽光発電の導入促進」という言葉がありますので、これと統一する文言にして、表現した方がいいのではないかと思います。

穴吹みどり整 備課長

確かにおっしゃる通りでございます。県では県庁舎の緑化も進めておりますのでそういう意味では、「推進」という言葉も当たりますが、これ以外の民間施設での緑化も「促進」しております。おっしゃる通り「推進」より「促進」の方がより一層、県民の方には響くのかと思いますので、検討させていただけたらと思います。

増田会長

はっきりそういう意味で「推進」と「促進」を使い分けているのですか。

植松環境森林 部次長

できるだけ注意して、「推進」と「促進」の言葉を使い分けておりますけれど も、先ほど御指摘いただいたとおり、一部「推進」より「促進」の方が適切だ という部分も他にもあります。そのあたりについては、全体的に再度検討して いきたいと思っています。

原委員

今回の環境基本計画の詳細な評価について、この項目はAだったとか、Bだったとかというのは、おそらく資料7で言うところの小項目に値するというところの代理指標のような形だと思います。

それについての詳細の報告はとてもよくわかったのですが、森と木という関係になったときに、ある森の木の一本一本は評価をされて、「この森全体はどうだったのだろう。」という評価がないような気がします。

次期計画はもちろん、その時代時代によって変更していかなければいけない、 力を入れていかなければいけない部分があると思います。それと同時に、前の 基本計画のところの、うまくいったところうまくいってないところの「ここを 直していく」ということが反映されるべきだと思います。

小項目のそれぞれの判定から、中項目大項目とあるわけで、小項目がこうい う判定だったから中項目はこの判定になります、と。

例えば、小項目はAが多かったから中項目もA、中項目もAが多いから、大項目もAになるとか、そういういうことです。

小蓑環境管理 課長

私はこの環境基本計画の初版の指標を設計いたしました。その時に、この指標群をどう扱うかということも検討しました。この指標群をもって香川県の環境の全てを表すことができれば最高ですが、なかなかそういうわけにいきませんでした。

少なくとも数値化できるものは何か、というようなことを考えて集めました。 例えば緑地率ということも考えたのですが、それを数値化して香川県の環境を 表すのかと考えるとそれは違うと考えましたので、最初から数値ありきで選ば せていただいたところがございます。例えば、公害でありますと環境基準が多 く入っていたりします。そういった数値化しやすいとかしにくいものがあり、 このように少し偏った指標になっております。

本来であれば、指標をたくさん集めた指標群でもって、全て評価できるというのが理想の姿ですが、そこまで至っていないということが現状でございます。

原委員

私のイメージでは基本計画っていうのはグランドデザインだと思っています。グランドデザインなのに、細かいところだけの評価をしていくというのが。大きな枠組みでAだとかBだとかって言わなくてもいいと思います。この環境基本計画というグランドデザインでは、我々は今回こういうふうに評価したというのが見えた方が、皆さんわかりやすいのではないかと思っています

平尾委員

43番に耕作放棄地とあります。僕が住んでいる周りもそうですけど、居住放棄地、廃屋があります。これはこの計画の範疇に入るかわかりませんが、5年前10年前と比較にならないぐらい大きな問題になっていると思います。この問題は含めていただくのか、議論に入るのかをお伺いしたいと思います。

植松環境森林 部次長

直接的には、難しいと感じています。ただ当然、空き家や空き地が周辺環境にもたらす様々な影響、特に悪影響は今盛んに言われていますし、環境に与える影響があると思いますので、そのあたりをどういう形で、関連づけていけるかを検討させていただければと思います。

増田会長

都市計画等の他の計画で、そういう空き家対策等はされていますか?

植松環境森林 部次長

総合計画など、政策部で全体的に立てております計画の中では、空き家についても、項目を立てていると思います。

増田会長

そういう中で、地域環境に関わるようなことは、こちらでも入れるかどうかですね。

植松環境森林

検討させていただきたいと思います。

部次長

平尾委員

と申しますのは、居住地に近いところにありますと直接的に災害、危険、安全、あるいは健康にまで影響するということであります。どこでも結構ですので、割と高い優先度でやっていただけると嬉しいなと思います。

増田会長

他の計画とも関連すると思いますけども、次期計画に向けて御検討をお願い いたします。

永島委員

香川県では海底堆積ごみの処理等をかなり積極的に取り組んでいただいていると思うのですが、そこの表現は、資料7-3の3-3、廃棄物の適正処理の推進の3-3-7、海岸漂着物等の適正処理の中に含まれている事業になるのでしょうか。

小蓑環境管理 課長

海ごみの関係はまた別に計画がございます。ここにはありませんが、海岸漂着物等対策推進計画を、5年ごとに作っております。ここに出てくるような基本的な計画ではないということで、御審議の外に出ております。現在、次期計画の素案を作ろうという段階に入っております。その中で海底堆積ごみについても検討して参りたいと思っております。

増田会長

今回、Dのついたものについていろいろ御説明がありました。「Dとなっているけど本当はきちんとできている」という話もありました。これはおそらく、指標のとり方なりカウントの仕方というのが、適切ではないのだろうと思う。

そういうことも踏まえて、次期計画検討の中では考えてほしい。「Dだけれど本当はきちんとできている」というものは、何のためにABCDをつけているのか、ということにもなりますので御検討いただければと思います。

それでは、報告事項の方に入りたいと思います。

(1) の部会における審議状況について、事務局から御説明をお願いします。

事務局

部会における審議状況でございますが、部会の決議は、香川県環境審議会の運営規定により、会長の同意を得て審議会の決議とすることができるとされております。会長が同意した時は審議会に報告すると定められておりますので、前回平成30年9月5日開催37回環境審議会以降で、会長に御同意いただいた案件について御報告をさせていただきます。

(資料6により計画部会の審議状況を説明)

(資料6により生活環境部会の審議状況を説明)

(資料6)により自然環境部会の審議状況を説明)

(資料6により温泉部会の審議状況を説明)

増田会長

部会の審議状況について御説明いただきましたが、何か御質問ございますで しょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の(2)の今後の審議案件について、事務局から御説明 をお願いします。

事務局

(資料6 により令和2、3年度の今後の審議案件について説明)

増田会長

今後の審議予定ということで、御説明いただきました。 何か御質問、御意見ございますでしょうか。

本来であれば今年度末までに完成しているべきところを、コロナがあったので、半年遅れるということですね。計画としては、来年度からの5ヵ年ということですね。

久保環境政策

はい。おっしゃるとおりです。令和3年からの5ヵ年計画です。

課長

増田会長 わかりました。

他に御質問はございますでしょうか。

無いようですので、今日はここで議事を終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたします。

司会

増田会長、ありがとうございました。

(福家副課長)

 \triangle

⋿

以上をもちまして香川県環境審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

\preceq	又			
署名委	員			